

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分)

(ふりがな) おくもとゆりこうえんかい

1 政治団体の名称 おくもとゆり後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都品川区西五反田8-2-12

アール五反田7A

3 代表者の氏名 (姓) (名)
奥本 有里

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
栗下 善行

事務担当者の氏名

(姓) (名)
奥本 有里
(電話) 09084364786
(電話)
(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無
公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
奥本 有里

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 (姓) (名)
奥本 有里

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)

公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

令和6年 4月 22日 から
令和6年 12月 31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和6年 2月 21日 から
令和6年 12月 31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
済		



100290

都 団 体 用

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	20/2,376 1,543,376	II 支 出 総 額 1～2の計	20/2,376 1,543,376
(1) 前年からの繰越額	0	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	68,136
(2) 本年の収入額 1～6の計	20/2,376 1,543,376	(1) 人 件 費	13,836
1 個人の負担する党費又は会費		(2) 光 熱 水 費	
(党費又は会費を納入した人の数)		(3) 備品・消耗品費	
2 寄附 (1)～(2)の計	1,060,076	(4) 事 務 所 費	54,300
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	1,060,076	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	1948,240 1,475,240
ア 個人からの寄附		(1) 組 織 活 動 費	196,760
(うち特定寄附)		(2) 選 挙 関 係 費	
イ 法人その他の団体からの寄附		(3) 機関紙誌の発行その他の	
ウ 政治団体からの寄附	1,060,076	事業費 ア～エの計	781,180
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		ア 機関紙誌の発行事業費	
(2) 政党匿名寄附		イ 宣伝事業費	781,180
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入		ウ 政治資金パーティー開催事業費	
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)		エ その他の事業費	
(1000万円以上の政治資金パーティー)		(4) 調 査 研 究 費	14,000
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)		(5) 寄 附 ・ 交 付 金	469,000 943,000
(1パーティーで1人20万円超の支払)		(6) その他の経費	483,300
((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)		備 考	
4 借 入 金	952,300 483,300		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	0		
(1) 10万円未満のものの計			
(2) 10万円以上のものの計		III 翌年への繰越額 (I - II)	0

(その4)

(4) 借 入 金									
借 入 先		金 額						備 考	
		十	百	千	万	千	百	十	円
奥本有里						4	8	3	0
						9	5	2	3
								0	0
この頁の小計						4	8	3	0
合 計						4	8	3	0

(注1) 12月31日現在で、同一の借入先からの100万円を超える借入金がある場合は、(その17)に有と記載し、内訳として(その18)が必要です。

(注2) 合計は最終頁に記載してください。

(注1) 12月31日現在で、同一の借入先からの100万円を超える借入金がある場合は、(その17)に有と記載し、内訳として(その18)が必要です。

(注2) 合計は最終頁に記載してください。

95 23 00

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳										寄附者の区分		1. 個人 2. 法人・その他の団体 ③ 政治団体			
寄附者の氏名(又は名称)	金 額								年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考			
	十	百	千	万	円	円	円	円							
国民民主党				1	0	0	0	0	0	26	4	25	東京都千代田区永田町2-17-17	玉木雄一郎	
国民民主党東京都第3区支部					6	0	0	7	6	26	12	31	東京都品川区西五反田8-2-12-7A	奥本有里	
この頁の小計				1	0	6	0	0	7	6					
その他の寄附										0					
合 計				1	0	6	0	0	7	6					

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 当該政治団体の本部又は支部(選管等へ届け出たものに限る)からの交付金は、(その5)に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所費	9,900	R6/2/27	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
2	事務所費	4,400	R6/3/25	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
3	事務所費	4,400	R6/5/1	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
4	事務所費	4,400	R6/6/7	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
5	事務所費	4,400	R6/6/19	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
6	事務所費	9,100	R6/8/19	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
7	事務所費	4,400	R6/10/8	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
8	事務所費	8,900	R6/10/30	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
9	事務所費	4,400	R6/12/18	オフィスプラータ	品川区西五反田 8-2-12-7A	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	54,300				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	54,300				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	交通費 (レンタカー代)	20,000	R6/7/19	元町レンタカー	東京都大島町元町1-4-18	
2	交通費(八丈島活動)	156,000	R6/7/8	トラベルロード	東京都中野区中央2-9-1-503	
3	交通費(大島活動)	20,760	R6/7/19	東海汽船	東京都港区海岸一丁目16番1号	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	196,760				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	196,760				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	広告宣伝費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	広告宣伝費	111,760	R6/10/7	株式会社アドタイム	中野区中央4-6-15中野中央ビル	
2	広告宣伝費	2,420	R6/12/18	株式会社アドタイム	中野区中央4-6-15中野中央ビル	
3	広告宣伝費	469,000	R6/4/15	国民民主党東京3区総支部	品川区西五反田8-2-12-7A	
4	広告宣伝費	198,000	R6/7/29	株式会社プットアップスタイル	東京都墨田区両国1丁目14-7-3F	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	781,180				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	781,180				

(3) 政治活動費の内訳

↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)

(費目ごとに適宜小分類して記入)

項目別 区分	1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費					項目別区分小分類		<u>会費・研修会費</u>
	6. その他の事業費 ⑦ 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費					※記入必須		
支出の目的	金額				年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
その他の支出								(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
合 計								(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。 (注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)				↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)			
項目別 区分	1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー 開催事業費 6. その他の事業費 7. 調査研究費 (8) 寄附・交付金 9. その他の経費					項目別区分小分類 ※記入必須		寄附金	
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
寄附金				469000	6 4 15	国民民主党東京都第3区総支部	品川区西五反田 8-2-123-1五反田A		
この頁の小計				469000					
その他の支出				0					
合 計				469000					

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										(1～9のいずれかに○をつけてください)										(費目ごとに適宜小分類して記入)									
項目別 区分		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費										項目別区分小分類 ※記入必須		借入金返済															
支出の目的		金 額								年 月 日			支出を受けた者の氏名(又は名称)				支出を受けた者の住所(又は所在地)				備考								
		十億		百万		千		円																					
借入金返済						4	8	3	3	0	0	R6	12	31	奥本有里				港区台場2-2-2-2906										
この頁の小計						4	8	3	3	0	0																		
その他の支出											0																		
合 計						4	8	3	3	0	0																		

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 3月 31日

政治団体の名称 おくもとゆり後援会

会計責任者の氏名

栗下

善行



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年3月25日

おくもとゆり後援会

代表 奥本 有里 殿

登録政治資金監査人 二瓶 文 隆

登録番号 第 4616 号

研修修了年月日 平成26年3月10日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、おくもとゆり後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、おくもとゆり後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

おくもとゆり後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、おくもとゆり後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上